

平成22年度奈良県における高齢者虐待の状況について

平成23年12月8日
長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく県内における高齢者虐待の状況は、以下のとおり。

この資料では、虐待を受けている（受けたと思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象としている。（ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。）

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは、

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは、

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型老人福祉施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは、

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは、

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する

「身体的虐待」とは、

- ・暴力行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

「介護・世話の放棄・放任」とは、

- ・介護や生活の世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や身体・精神状態を悪化させていること

「心理的虐待」とは、

- ・脅しや侮辱などの言葉の威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること

「性的虐待」とは、

- ・本人との間で合意がなされていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

「経済的虐待」とは、

- ・本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（全国の状況）

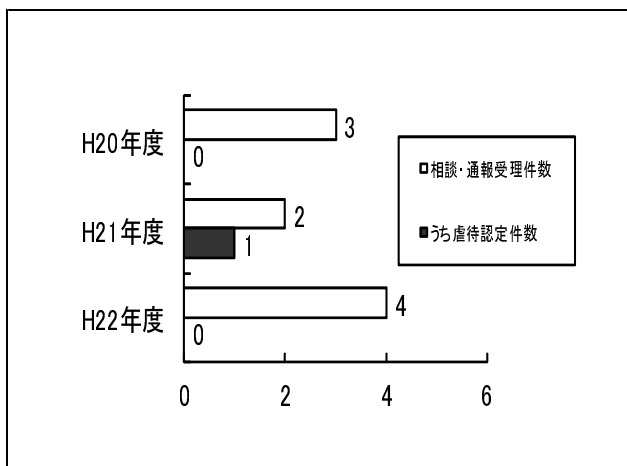
「平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（厚生労働省調査）より出典

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

(1) 相談・通報受理件数及び虐待認定件数（件数）

○ 平成22年度、県内39市町村における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報受理件数は4件であったが、虐待の事実があったとの判断には至らなかった。

	H22年度	H21年度	H20年度
相談・通報受理件数	4	2	3
うち虐待認定件数	0	1	0



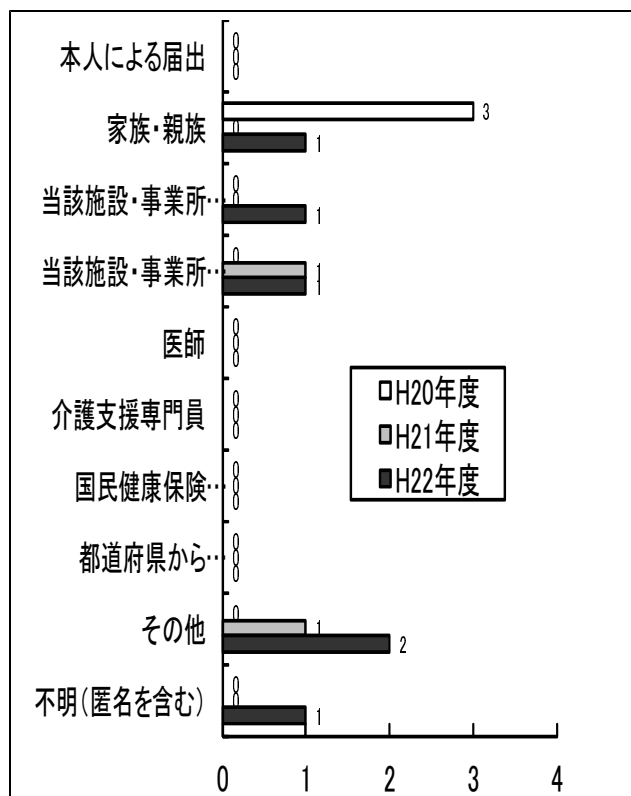
【全国の状況】

	H22年度	H21年度	H20年度
相談・通報受理件数	506	408	451
うち虐待認定件	96	76	70

(2) 相談・通報者（人・複数回答）

○ 相談・通報者の内訳は、「家族・親族」1件、「当該施設・事業所職員」1件、「当該施設・事業所元職員」1件、「その他」2件、「不明」1件であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
本人による届出	0	0	0
家族・親族	1	0	3
当該施設・事業所職員	1	0	0
当該施設・事業所元職員	1	1	0
医師	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0
国民健康保険団体連合会	0	0	0
都道府県から連絡	0	0	0
その他	2	1	0
不明（匿名を含む）	1	0	0
合計	6	2	3



※ 1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報受理件数と一致しない。

【全国の状況】

「当該施設職員」が34.8%と最も多く、次いで「家族・親族」が26.1%であった。

(3) 養介護施設等における虐待の種別等

		H22年度	H21年度	H20年度
被虐待者の状況	性別	-	女性	-
	年齢階級	-	80～84歳	-
	要介護度	-	要介護4	-
	心身の状況	-	認知症	-
虐待の種別		-	心理的虐待	-
養介護施設等の種別		-	訪問介護	-
虐待を行った養介護施設等従事者の職種		-	代表者	-

【全国の状況】

施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が29.2%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が21.9%、「介護老人保健施設」が17.7%の順であった。

虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が70.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が36.5%、「介護等放棄」が14.6%の順であった。

被虐待高齢者の性別は、「女性」が74.7%と、全体の7割強が「女性」であった。

年齢は、「90～94歳」が22.0%と最多であり、次いで「80～84歳」が21.5%、「85～89歳」が21.0%であった。要介護状態区分は、「要介護4」が34.9%と最も多く、次いで「要介護5」が21.5%、「要介護3」が18.8%であり、「要介護3以上」が75.2%と7割強を占めた。

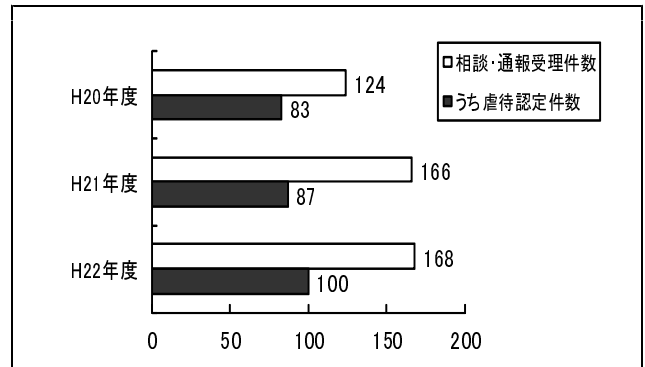
虐待を行った養介護施設従事者等の職種は、「介護職員」が76.0%、「施設長」が8.8%、「看護職員」が3.2%などであった。

2. 養護者による高齢者虐待について

(1) 相談・通報受理件数及び虐待認定件数（件）

○ 平成22年度、県内39市町村における養護者による高齢者虐待に関する相談・通報受理件数は168件で、事実確認調査の結果、高齢者虐待と認定したのは100件であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
相談・通報受理件数	168	166	124
うち虐待認定件数	100	87	83



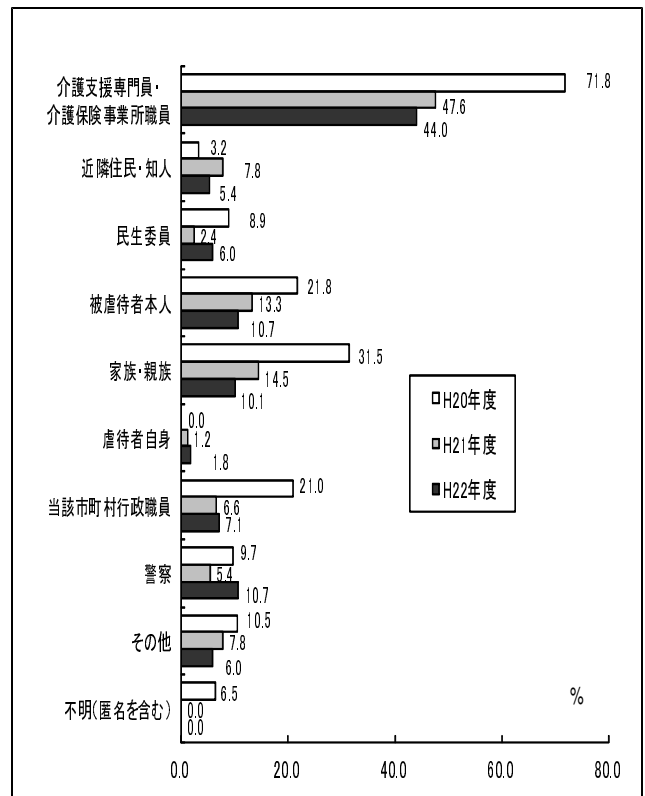
【全国の状況】

	H22年度	H21年度	H20年度
相談・通報受理件数	25,315	23,404	21,692
うち虐待認定件数	16,668	15,615	14,889

(2) 相談・通報者（人・複数回答）

○ 相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が44.0%、次いで「警察」10.7%と「被虐待高齢者本人」同10.7%の順であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	74 44.0%	79 47.6%	89 71.8%
近隣住民・知人	9 5.4%	13 7.8%	4 3.2%
民生委員	10 6.0%	4 2.4%	11 8.9%
被虐待高齢者本人	18 10.7%	22 13.3%	27 21.8%
家族・親族	17 10.1%	24 14.5%	39 31.5%
虐待者自身	3 1.8%	2 1.2%	0 0.0%
当該市町村行政 職員	12 7.1%	11 6.6%	26 21.0%
警察	18 10.7%	9 5.4%	12 9.7%
その他	10 6.0%	13 7.8%	13 10.5%
不明（匿名を含む）	0 0.0%	0 0.0%	8 6.5%
合計	229 —	177 —	171 —



※ 構成割合は、相談・通報受理件数（H22年度168件）に対するもの。

※ 1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報受理件数と一致しない。

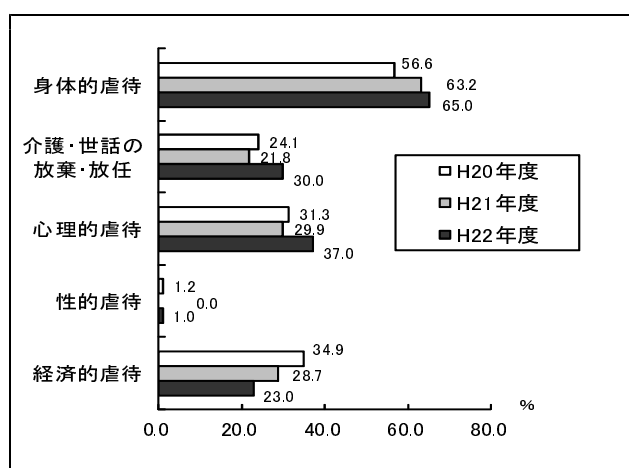
【全国の状況】

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が43.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が12.6%、「被虐待高齢者本人」が10.7%であった。

(3) 虐待の種別・類型 (件・複数回答)

○ 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が65.0%と最も多く、次いで「心理的虐待」37.0%、「介護・世話の放棄・放任」30.0%、「経済的虐待」23.0%の順であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
身体的虐待	65 65.0%	55 63.2%	47 56.6%
介護・世話の 放棄・放任	30 30.0%	19 21.8%	20 24.1%
心理的虐待	37 37.0%	26 29.9%	26 31.3%
性的虐待	1 1.0%	0 0.0%	1 1.2%
経済的虐待	23 23.0%	25 28.7%	29 34.9%
合 計	156 —	125 —	123 —



※ 構成割合は虐待認定件数 (H22年度100件) に対するもの。

※ 1件の事例に対し、複数の虐待が行われている場合があるため、内訳合計は虐待認定件数 (100件) と一致しない。

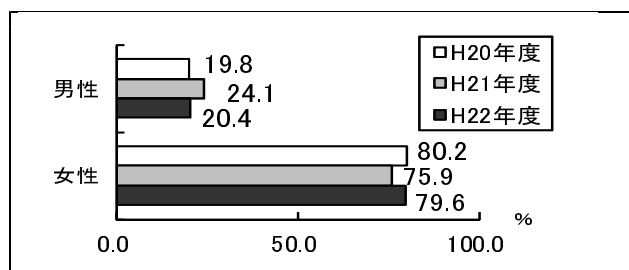
【全国の状況】

「身体的虐待」が63.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」39.0%、「介護・世話の放棄・放任」25.6%、「経済的虐待」25.5%、「性的虐待」0.6%であった。

(4) 被虐待高齢者の性別 (人)

○ 性別は、「女性」79.8%、「男性」20.4%と、「女性」が全体の8割を占めた。

	H22年度	H21年度	H20年度
男性	22 20.4%	21 24.1%	17 19.8%
女性	86 79.6%	66 75.9%	69 80.2%
合 計	108 100.0%	87 100.0%	86 100.0%



※ 構成割合は被虐待高齢者人数 (H22年度108人) に対するもの。

※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数と一致しない。

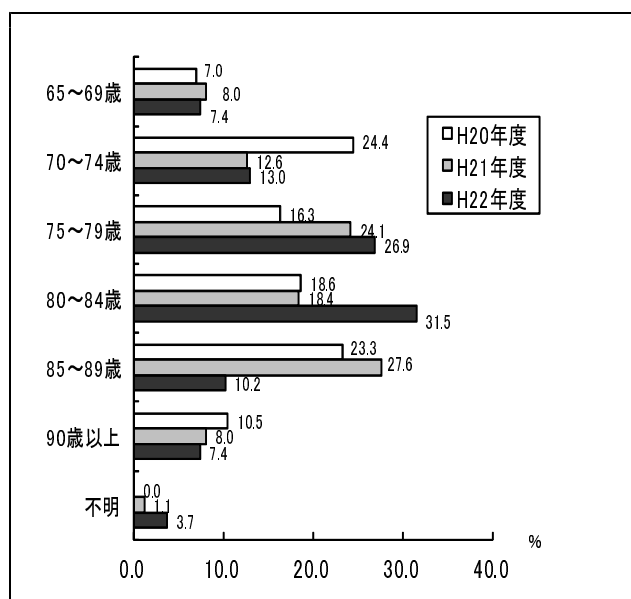
【全国の状況】

「女性」が76.5%、「男性」が23.4%と「女性」が全体の7割強であった。

(5) 被虐待高齢者の年齢階層 (人)

○ 被虐待高齢者の年齢階層は、「80～84歳」が31.5%と最も多く、次いで「75～79歳」26.9%、「70～74歳」13.0%の順であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
65～69歳	8 7.4%	7 8.0%	6 7.0%
70～74歳	14 13.0%	11 12.6%	21 24.4%
75～79歳	29 26.9%	21 24.1%	14 16.3%
80～84歳	34 31.5%	16 18.4%	16 18.6%
85～89歳	11 10.2%	24 27.6%	20 23.3%
90歳以上	8 7.4%	7 8.0%	9 10.5%
不明	4 3.7%	1 1.1%	0 0.0%
合計	108 100.0%	87 100.0%	86 100.0%



※ 構成割合は被虐待高齢者人数 (H22年度108人) に対するもの。

※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数と一致しない。

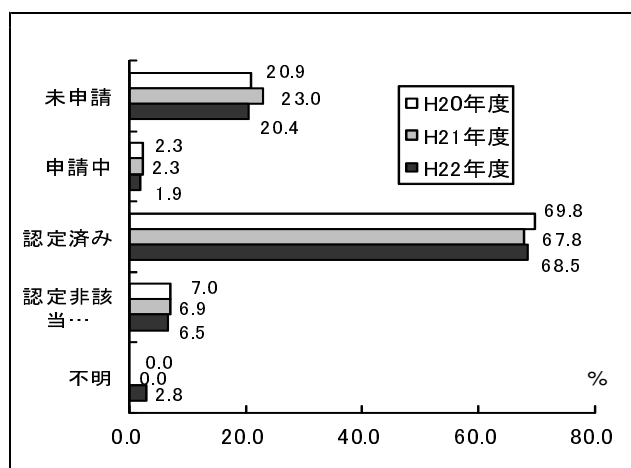
【全国の状況】

「80～84歳」が23.2%で最多、次いで「75～79歳」21.9%、「85～89歳」19.0%であった。

(6) 被虐待高齢者の要介護認定者数 (人)

○ 被虐待高齢者108人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が68.5%、「未申請」は20.4%であり、約7割が要介護認定者であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
未申請	22 20.4%	20 23.0%	18 20.9%
申請中	2 1.9%	2 2.3%	2 2.3%
認定済み	74 68.5%	59 67.8%	60 69.8%
認定非該当 (自立)	7 6.5%	6 6.9%	6 7.0%
不明	3 2.8%	0 0.0%	0 0.0%
合計	108 100.0%	87 100.0%	86 100.0%



※ 構成割合は、被虐待高齢者人数 (H22年度では108人) に対するもの。

※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数と一致しない。

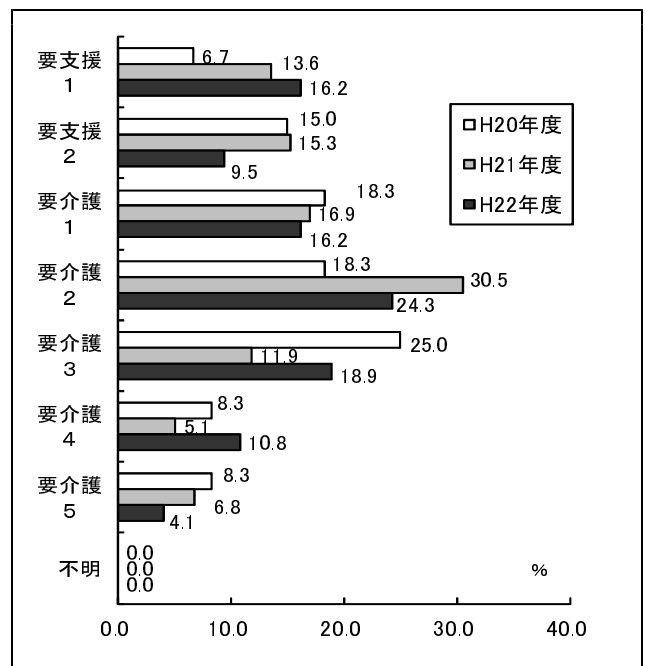
【全国の状況】

「認定済み」が68.3%、「未申請」と25.4%であり、約7割が要介護認定者であった。

(7) 要介護認定者の要介護状態区分

○ 要介護認定者74人における要介護状態区分は、「要介護2」が24.3%と最も多く、次いで「要支援1」16.2%と「要介護1」同16.2%の順であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
要支援1	12 16.2%	8 13.6%	4 6.7%
要支援2	7 9.5%	9 15.3%	9 15.0%
要介護1	12 16.2%	10 16.9%	11 18.3%
要介護2	18 24.3%	18 30.5%	11 18.3%
要介護3	14 18.9%	7 11.9%	15 25.0%
要介護4	8 10.8%	3 5.1%	5 8.3%
要介護5	3 4.1%	4 6.8%	5 8.3%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	74 100.0%	59 100.0%	60 100.0%



※ 構成割合は、被虐待高齢者のうち認定済み人数（H22年度74人）に対するもの。

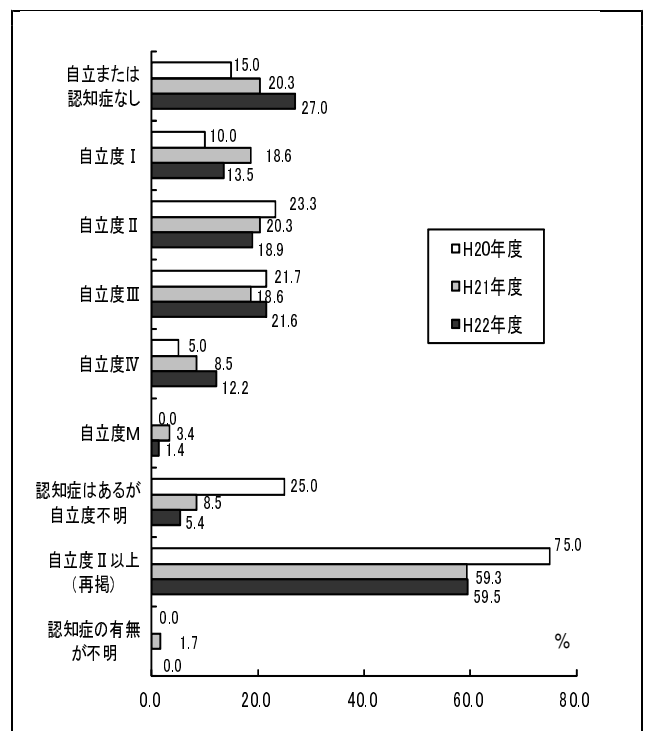
【全国の状況】

「要介護2」が21.6%で最多、次いで「要介護1」20.1%、「要介護3」19.4%の順であった。

(8) 要介護認定者の認知症日常生活自立度（人）

○ 要介護認定者74人における認知症日常生活自立度は、「自立度Ⅱ以上」が59.5%であり、被虐待高齢者全体（100人）の44%を占めた。

	H22年度	H21年度	H20年度
自立または認知症なし	20 27.0%	12 20.3%	9 15.0%
自立度Ⅰ	10 13.5%	11 18.6%	6 10.0%
自立度Ⅱ	14 18.9%	12 20.3%	14 23.3%
自立度Ⅲ	16 21.6%	11 18.6%	13 21.7%
自立度Ⅳ	9 12.2%	5 8.5%	3 5.0%
自立度M	1 1.4%	2 3.4%	0 0.0%
認知症はあるが自立度不明	4 5.4%	5 8.5%	15 25.0%
自立度Ⅱ以上（再掲）	44 59.5%	35 59.3%	45 75.0%
認知症の有無が不明	0 0.0%	1 1.7%	0 0.0%
合計	74 100.0%	59 100.0%	60 100.0%



※ 構成割合は、被虐待高齢者のうち認定済み人数（H22年度74人）に対するもの。

※ 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

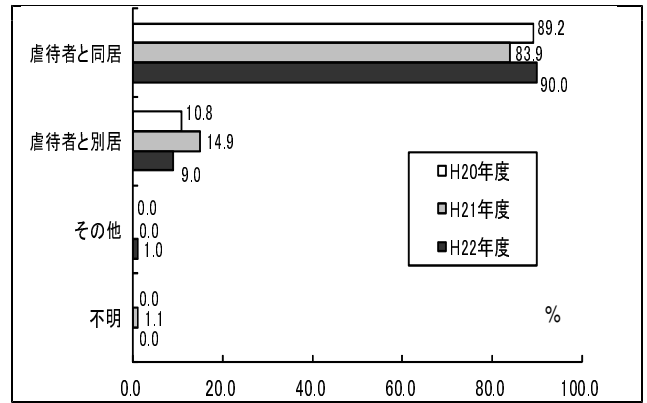
【全国の状況】

「自立度Ⅱ以上」は68.9%であり、被虐待高齢者全体の47.1%を占めた。

(9) 虐待者との同居・別居の状況 (件)

○ 「虐待者と同居」が90.0%と、9割が虐待者と同居であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
虐待者と同居	90 90.0%	73 83.9%	74 89.2%
虐待者と別居	9 9.0%	13 14.9%	9 10.8%
その他	1 1.0%	0 0.0%	0 0.0%
不明	0 0.0%	1 1.1%	0 0.0%
合計	100 100.0%	87 100.0%	83 100.0%



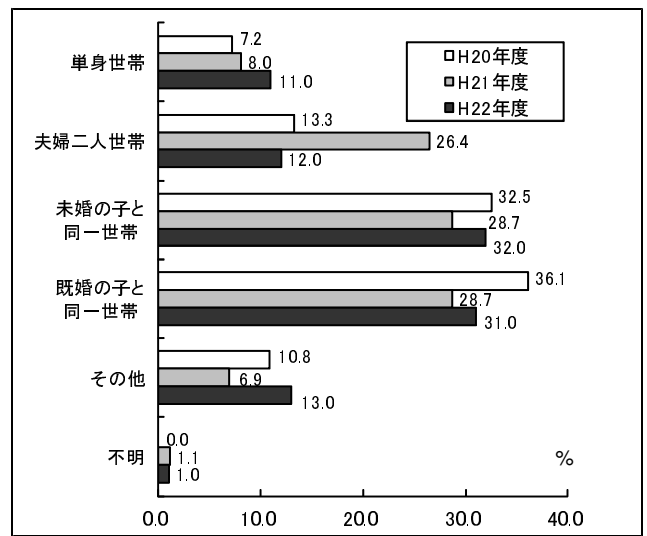
※ 構成割合は虐待認定件数 (H22年度100件) に対するもの。

【全国の状況】
「虐待者と同居」が85.5%と、8割強が虐待者と同居であった。

(10) 世帯構成 (件)

○ 「未婚の子と同一世帯」が32.0%、「既婚の子と同一世帯」が31.0%であり、両者を合わせると63.0%と、6割以上が子と同一世帯であった。また、次いで「夫婦二人世帯」が12.0%であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
単身世帯	11 11.0%	7 8.0%	6 7.2%
夫婦二人世帯	12 12.0%	23 26.4%	11 13.3%
未婚の子と同一世帯	32 32.0%	25 28.7%	27 32.5%
既婚の子と同一世帯	31 31.0%	25 28.7%	30 36.1%
その他	13 13.0%	6 6.9%	9 10.8%
不明	1 1.0%	1 1.1%	0 0.0%
合計	100 100.0%	87 100.0%	83 100.0%



※ 構成割合は虐待認定件数 (H22年度100件) に対するもの。

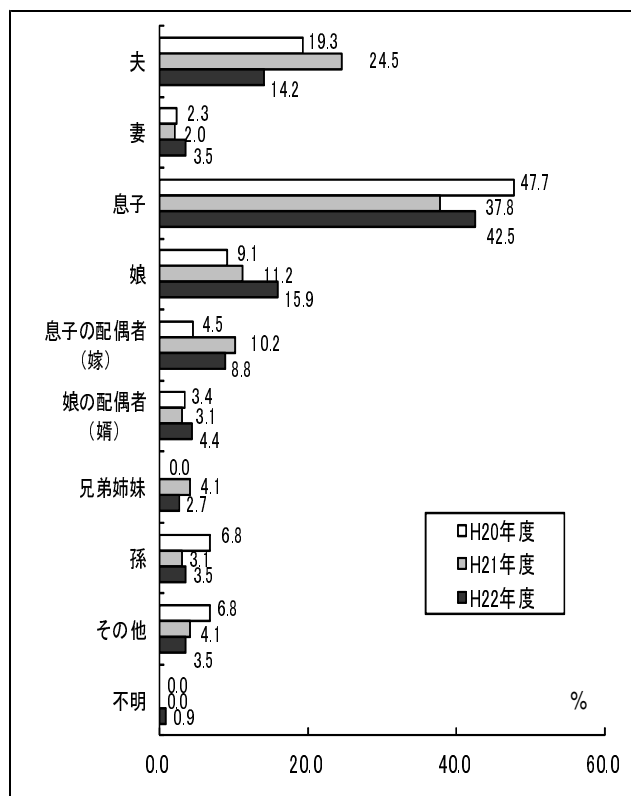
【全国の状況】
「未婚の子と同一世帯」が37.3%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が26.4%であり、両者を合わせると63.7%と、6割強が子と同一世帯であった。

(11) 虐待者との関係 (人・複数回答)

○ 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が42.5%と最も多く、次いで「娘」が15.9%、「夫」が14.2%であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数100件に対し虐待者数は113人であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
夫	16 14.2%	24 24.5%	17 19.3%
妻	4 3.5%	2 2.0%	2 2.3%
息子	48 42.5%	37 37.8%	42 47.7%
娘	18 15.9%	11 11.2%	8 9.1%
息子の配偶者 (嫁)	10 8.8%	10 10.2%	4 4.5%
娘の配偶者 (婿)	5 4.4%	3 3.1%	3 3.4%
兄弟姉妹	3 2.7%	4 4.1%	0 0.0%
孫	4 3.5%	3 3.1%	6 6.8%
その他	4 3.5%	4 4.0%	6 6.8%
不明	1 0.9%	0 0.0%	0 0.0%
合計	113 100.0%	98 100.0%	88 100.0%



※ 構成割合は虐待者数 (H22年度113人) に対するもの。

【全国の状況】

「息子」が42.6%と最も多く、次いで「夫」が16.9%、「娘」が15.6%の順であった。

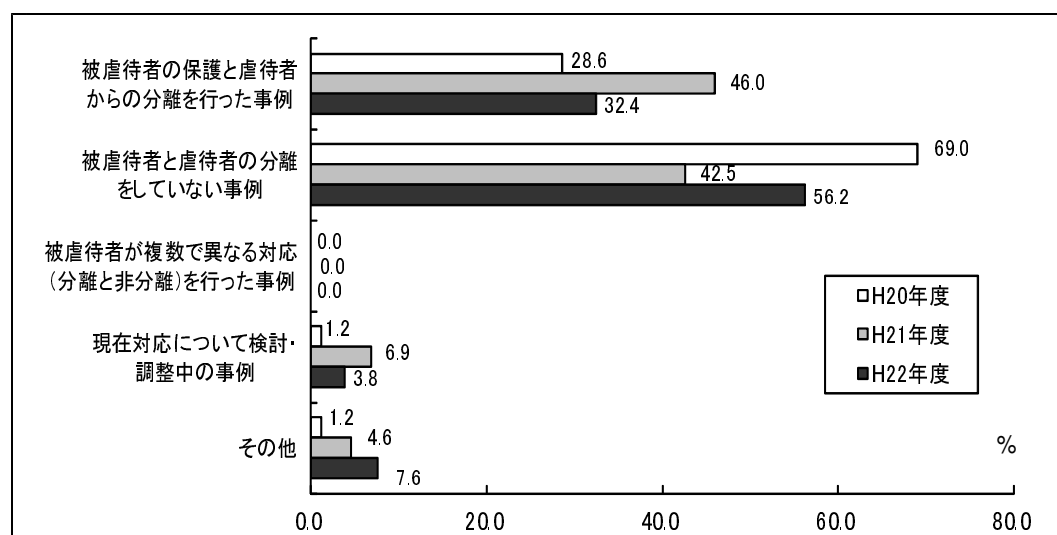
(12) 虐待への対応策としての分離の有無 (件)

○ 虐待への対応策としての分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が32.4%、「分離していない事例」は56.2%であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	34 32.4%	40 46.0%	24 28.6%
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	59 56.2%	37 42.5%	58 69.0%
被虐待者が複数で異なる対応 (分離と非分離)を行った事例	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
現在対応について検討・調整中の事例	4 3.8%	6 6.9%	1 1.2%
その他	8 7.6%	4 4.6%	1 1.2%
合 計	105 100.0%	87 100.0%	84 100.0%

※ 構成割合はH22年度における虐待対応件数 (H22年度105件) に対するもの。

※ 各年度の対応件数は、前年度の虐待判断事例数を含む。



【全国の状況】

「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が32.5%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者を分離していない事例」は59.3%であった。

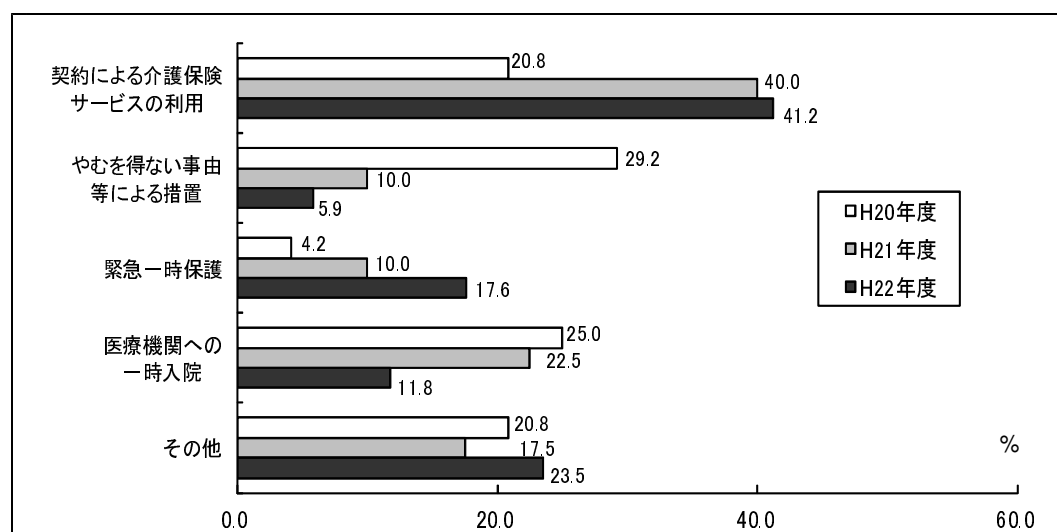
(13) 分離を行った事例の対応の内訳 (件)

- 分離を行った事例34件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が41.2%と最も多く、次いで「緊急一時保護」17.6%、「医療機関への一時入院」11.8%、の順であった。

なお、「医療機関への一時入院」4件のうち、1件の面会制限が行われていた。

	H22年度	H21年度	H20年度
契約による介護保険サービスの利用	14 41.2%	16 40.0%	5 20.8%
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2 5.9%	4 10.0%	7 29.2%
緊急一時保護	6 17.6%	4 10.0%	1 4.2%
医療機関への一時入院	4 11.8%	9 22.5%	6 25.0%
その他	8 23.5%	7 17.5%	5 20.8%
合 計	34 100.0%	40 100.0%	24 100.0%

※ 構成割合は、分離を行った事例数 (H22年度34件) に対するもの。



【全国の状況】

「契約による介護保険サービスの利用」が37.7%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が20.1%、「やむを得ない事由等による措置」が12.4%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」729件のうち、34.7%にあたる253件において面会制限が行われた。

【用語解説】

「契約による介護保険サービスの利用」とは、

- ・本人の同意などにより、契約によるサービス利用を行う。

「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」とは、

- ・要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービス利用が著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特養の入所やショートステイなどの介護サービスを利用させること。

「緊急一時保護」とは、

- ・市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急的かつ一時的に保護する。

(14) 分離していない事例の対応の内訳 (件・複数回答)

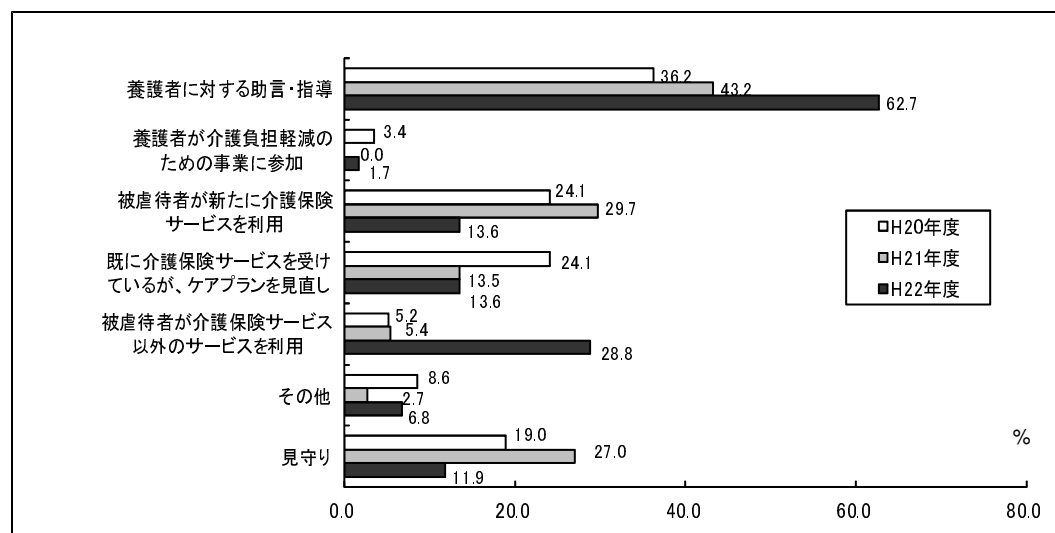
- 分離していない事例59件における対応は、「養護者に対する助言・指導」が62.7%と最も多く、次いで「被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用」28.8%、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」と「ケアプランを見直し」13.6%の順であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
養護者に対する助言・指導	37 62.7%	16 43.2%	21 36.2%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1 1.7%	0 0.0%	2 3.4%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	8 13.6%	11 29.7%	14 24.1%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	8 13.6%	5 13.5%	14 24.1%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	17 28.8%	2 5.4%	3 5.2%
その他	4 6.8%	1 2.7%	5 8.6%
見守り	7 11.9%	10 27.0%	11 19.0%
合 計	82 —	45 —	70 —

※ 構成割合は、分離していない事例 (H22年度59件) に対する件数。

※ 1件の事例に対し、該当項目が複数の場合があるため、内訳合計は分離していない事例数と一致しない。

※ 「見守り」については、他の対応と重複がない事例のみ計上している。



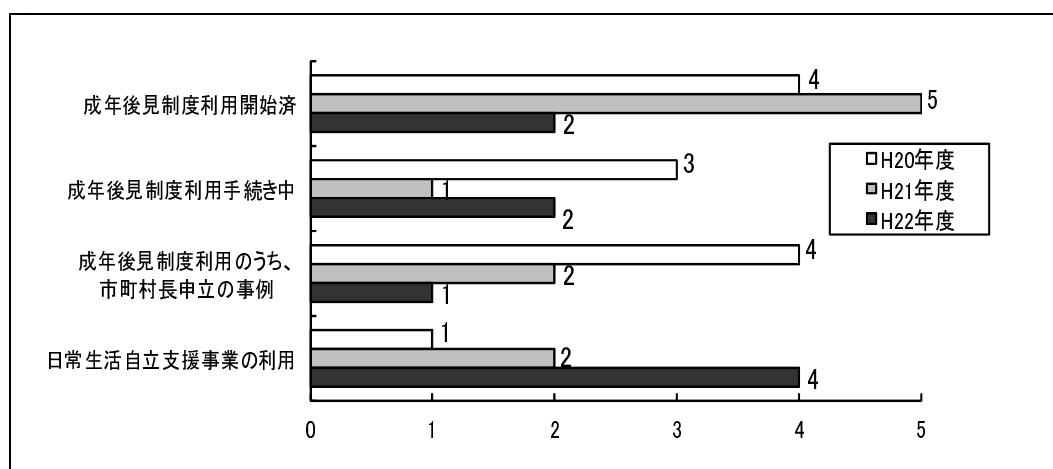
【全国の状況】

「養護者に対する助言・指導」が49.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が28.8%、「見守り」が21.7%であった。

(15) 権利擁護に関する対応

- 権利擁護に関する対応として、成年後見制度については、「利用開始済」が2件、「利用手続き中」が2件であり、これらを合わせた4件のうち、「市町村長申立の事例」は1件であった。
一方、「日常生活自立支援事業の利用」は、4件であった。

	H22年度	H21年度	H20年度
成年後見制度利用開始済	2	5	4
成年後見制度利用手続き中	2	1	3
成年後見制度利用のうち、市町村長申立の事例	1	2	4
日常生活自立支援事業の利用	4	2	1



【全国の状況】

「利用開始済み」が310件、「利用手続き中」が233件であり、これらを合わせた543件のうち、市町村長申立の事例は223件（41.1%）であった。
一方、「日常生活自立支援事業の利用」は309件であった。

【用語解説】

「成年後見制度」とは、

- ・判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。高齢者虐待防止法では、適切に市町村長申立を行うことが規定されている（第9条）。

「日常生活自立支援事業」とは、

- ・認知症高齢者などの判断能力が不十分な者を対象に、利用者との契約により、預金の払い戻し、預け入れの手続き等、日常生活費の管理などを援助する。

(16) 虐待等による死亡例

- 「介護している親族による、介護をめぐって発生した事例で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った例」について、養護者の1件報告があった。

<事件形態> 養護者のネグレクトによる被養護者の致死
<被害者> 女性(80～84歳)
<養護者> 息子(50～59歳)

【全国の状況】

合計で21件21人

「養護者による被養護者の殺人」が10件10人

「養護者の介護等放棄(ネグレクト)による被養護者の致死」が6件6人

「心中」が4件4人

「養護者の虐待(介護等放棄を除く)による被養護者の致死」が1件1人

被害者の性別は、「男性」8人(38.1%)、「女性」13人(61.9%)であった。

年齢は、「75～79歳」6人(28.6%)、「80～84歳」5人(23.8%)、「70～74歳」4人(19.0%)、85～89歳」4人(19.0%)、「65～69歳」と「90歳以上」1人(4.8%)の順であった。

加害者の性別は、「男性」16人(76.2%)、「女性」5人(23.8%)

続柄は、「息子」9人(42.9%)、「夫」7人(33.3%)、「妻」3人(14.3%)、「娘」と「その他」1人(4.8%)であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

○ 市町村における高齢者虐待防止のための体制整備について、平成22年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおり。

	実施済み 市町村数	実施割合
対応窓口部局の設置	39	100.0%
地域包括支援センター等の関係者への研修	20	51.3%
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	17	43.6%
居宅介護サービス事業者に法について周知	19	48.7%
介護保険施設に法について周知	14	35.9%
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	14	35.9%
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	17	43.6%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	25.6%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	12	30.8%
成年後見制度の市町村長申立への体制強化	20	51.3%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	17	43.6%
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	20	51.3%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	18	46.2%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	19	48.7%

4. 高齢者虐待防止に向けた取組について

(1) 市町村における相談窓口体制等の整備

- ① 高齢者虐待に関する相談窓口の設置
 - ・ すべての市町村、地域包括支援センターにおいて、平日・休日別に日中・夜間の連絡先を整理し、県ホームページにおいても掲載。
- ② 警察との連携
 - ・ 市町村、地域包括支援センター等の相談窓口の一覧を警察本部に提供。
- ③ 市町村における高齢者虐待防止ネットワークの設置
 - ・ 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備するため、市町村において連絡・連携体制を構築。

(2) 市町村や介護サービス従事者等を対象とした研修の実施

- ① 市町村新任職員等研修会
 - ・ 今年度新たに担当となった職員等を対象に、権利擁護に関する基礎的な知識等に関する研修を実施。
- ② 高齢者虐待防止研修会（養介護施設従事者等職員研修）
 - ・ 市町村、地域包括支援センター、介護サービス事業所の職員・従事者等を対象に、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、高齢者虐待発見時の対応等について研修を実施。

(3) 介護サービス事業所に対する指導等

- ・ 不適正なケアの是正、身体拘束、高齢者虐待の防止に向け、介護サービス事業所に対し、必要な指導等を実施。